

伯耆町立写真美術館管理運営に関する決議

町立写真美術館管理運営調査特別委員会としては、町立写真美術館が自由な企画により町民に親しまれる美術館としての運営ができるとともに、町財政の過度な負担とならないようとするため調査を行った。

その結果、町財政の変化、年月の経過による契約書の甲・乙の変更、法人制度改正に伴って、植田正治作品寄附等に関する契約書の全面改正が必要であると結論づけた。

よって、町立写真美術館の管理運営に関し、下記の事項について伯耆町議会として決議する。

記

1. 町立写真美術館の主たる運営を、植田正治写真美術財団から各種事業等の実施を含め町直営に変更して自由度の高いものとし、町民に親しまれる施設にすること。
2. 契約書及び覚書について、甲・乙の経年状況、法改正、財政状況等の変化に伴い抜本的にこれを見直すこと。

平成25年3月5日

伯 耆 町 議 会

